

予算第37号議案

令和2年度神戸市駐車場事業費補正予算

令和2年度神戸市駐車場事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和3年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 駐車場事業費	1 運営費	三宮駐車場エレベーター設置工事	千円 20,000

第 2 表 債務負担行為補正

事項	期間	限度額
令和3年度指定管理（三宮駐車場ほか）	令和2～7年度	千円 2,508,000